

## 注 記

### 【重要な会計方針】

#### ①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

#### ②有価証券等の評価基準及び評価方法

・出資金のうち、市場価格があるもの会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。

・出資金のうち、市場価格がないもの出資金額をもって貸借対照表価額としております。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

#### ③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）  
定額法を採用しております。

・無形固定資産  
定額法を採用しております。

#### ④引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金  
過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

・賞与引当金  
翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しております。

・退職給付引当金  
地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。  
・損失補償引当金地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

#### ⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

#### ⑥資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

#### ⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理  
税込方式によっております。

#### ⑧その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

### 【重要な会計方針の変更等】

#### ①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

総務省「新地方公会計制度研究会」報告の「総務省方式改訂モデル」から

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」への移行を行っております。これに伴い、固定資産台帳の作成に基づく、固定資産の表示等を行っております。

### 【重要な後発事象】

- ① 主要な業務の改廃  
特になし
- ② 組織・機構の大幅な変更  
特になし
- ③ 地方財政制度の大幅な改正  
特になし
- ④ 重要な災害等の発生  
特になし
- ⑤ その他重要な後発事象  
特になし

### 【偶発債務】

会計年度末において現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載

- ① 保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））  
特になし
- ② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの  
特になし
- ③ その他主要な偶発債務  
特になし

### 【追加情報】

- ① 対象範囲（対象とする会計）  
一般会計等：一般会計
- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異  
特になし
- ③ 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。  
（地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）
- ④ 表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。
- ⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況  
（注意）地方公共団体財政健全化法における各比率算定の対象と基準モデルにおける会計の対象とは範囲が異なります。

実質赤字比率	なし
連結実質赤字比率	なし
実質公債費比率	6.6%
将来負担比率	なし
- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
なし
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費通次繰越額 （一般会計）	なし
繰越明許費 （一般会計）	なし
事故繰越額 （一般会計）	なし
事業繰越額 （一般会計）	なし
- ⑧ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

## 【追加情報②】

- ⑨基準変更による影響額等  
総務省方式改訂モデルから統一基準へ変更したことにより、  
固定資産の評価方法が変更となっています。
- ⑩売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲  
なし
- ⑪減価償却費について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額
- |        |    |
|--------|----|
| 事業用資産  | なし |
| 建物     | なし |
| 建物付属設備 | なし |
| インフラ資産 | なし |
| 物品     | なし |
- ⑫減債基金に係る積立不足の有無及び不足額  
なし
- ⑬基金借入金（繰越運用）の内容  
繰越運用の資金額  
なし
- ⑭地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが  
見込まれる金額  
なし
- ⑮将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）
- |  |             |
|--|-------------|
| イ. 一般会計等に係る地方債の現在高                           | 4,773,140千円 |
| ロ. 債務負担行為に基づく支出予定額                           | 849,731千円   |
| ハ. 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額 | 871,387千円   |
| ニ. 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額                    | 346,466千円   |
| ホ. 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額                    | 729,738千円   |
| ヘ. 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額                   | なし          |
| ト. 連結実質赤字額                                   | なし          |
| チ. 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額                  | なし          |
| リ. 地方債の償還額等に充当可能な基金                          | 2,256,720千円 |
| ヌ. 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入                       | 2,861千円     |
| ル. 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額    | 7,049,244千円 |
- ⑯自治法234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
なし